

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月3日

1 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：志木ニュータウン駅前総合ビル

所在地：志木市館二丁目124番1号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 対象施設の利用者が歩道にはみ出て自転車を停めていることについて、近隣住民等から苦情が寄せられていることから、警備員等について適切に配置し、苦情の解消に努めてください。
- (2) 対象施設への搬入車両が歩道にはみ出て荷捌きをしていることや交差点付近に搬入車両が待機していることについて、近隣住民等から苦情が寄せられていることから、歩道にはみ出て搬入作業等を行わず、搬入車両の待機場所を設けるよう努めてください。
- (3) 駐車場利用に伴い周辺道路の交通に支障をきたすことのないよう適切な対応に努めてください。
- (4) 24時間営業の開始に伴い、近隣住民等から苦情等があった場合には、早急かつ適切な防止策を講じ、苦情の解消に努めてください。
- (5) 24時間営業の開始に伴い、防犯上の懸念が高まることから、防犯カメラや警備員について適切に配置するよう努めてください。

2 縦覧期間

令和8年7月3日から令和8年8月3日まで

3 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター